

# 日本ケミカルバイオロジー学会 産学連携委員会会則

2020年 6月 23日 施行

2021年 6月 23日 改正

この会則は、日本ケミカルバイオロジー学会会則第14条第2号の規定に基づき、産学連携委員会(ケミカルバイオロジー技術革新)の組織及び運営について定める。

**第1条** 本委員会は、日本ケミカルバイオロジー学会内組織として、産学連携委員会(ケミカルバイオロジーの技術革新)、以下、連携委員会という。

**第2条** 本委員会の事務局は委員会所在地と同一とし、神奈川県横浜市港北区日吉3-14-1 慶應義塾大学理工学部応用化学科生物化学研究室内(〒223-8522)に置く。

**第3条** 本連携委員会は、産学のケミカルバイオロジー研究に関する研究・啓蒙活動を推進し、我が国におけるケミカルバイオロジー研究の産学連携協力体制の構築・発展に寄与することを目的とする。

**第4条** 本連携委員会は、産学連携推進に係る学術集会の開催、学術情報の共有化、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

**第5条** 本連携委員会の会員は、日本ケミカルバイオロジー学会に所属する学界委員、産業界委員で構成する。

1. 学界委員はケミカルバイオロジーに関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本連携委員会の目的に賛同し、連携委員会において審議・承認された者をいう。
2. 産業界委員は本会の目的に賛同し、連携委員会において審議・承認され、定められた会費を納める個人または団体をいう。

**第6条** 委員は本連携委員会の行う諸活動に参加することができる。

1. 本連携委員会は原則として、連携委員会全体会議及び研究会を行う。また、適宜、公開シンポジウムを開催する。

**第7条** 本連携委員会で、新たに知り得た情報を、提供者の許可なく他者に提供してはならない。

**第8条** 本連携委員会に幹事をおき、うち1名を委員長、若干名を顧問、1名を副委員長、若干名を運営委員、2名を会計監事、1名を事務局長とする。

1. 委員長は本連携委員会を代表し、会務を統括する。

2. 副委員長は委員長による会務の遂行を補佐する。
3. 幹事は委員長及び副委員長による会務の遂行を補佐する。
4. 会計監事は会計を監査する。
5. 運営委員は、研究会、シンポジウムなどを企画する。
6. 事務局長は本連携委員会の事務を総轄する。
7. 顧問は本委員会の運営などに助言をする。

**第9条** 委員長、副委員長、幹事、運営委員、会計監事、事務局長の任期は2年とし、委員の互選により選出し、日本ケミカルバイオロジー学会長の承認を得る。再任は可とする。

**第10条** 委員として入会しようとする個人または団体は、定められた入会申請書を提出し、本連携委員会の承認を得なければならない。産業界委員は、年額200,000円の会費を日本ケミカルバイオロジー学会産学連携委員会に納めるものとする。

**第11条** 本連携委員会の会費の管理、予算執行は、日本ケミカルバイオロジー学会の監督下で行う。また会計は、委員会開催毎に連携委員会内の会計幹事で確認し、事業年度毎に外部機関の会計監査人による監査を受ける。

**第12条** 委員は委員長に届け出て脱会することができる。連携委員会で理由をあげて委員として適当でないと決議された委員は、委員長によって脱会させられる。

**第13条** 本委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第14条** 本会則の変更ならびに本連携委員会の解散は委員会の全体会議の議決を経る。

**第15条** 本会則は、2020年6月23日より施行する。